

# 静岡県保険者協議会保険者専門部会設置運営要綱

## (目的)

第1条 静岡県保険者協議会保険者専門部会（以下、「専門部会」という。）は、静岡県保険者協議会設置運営規程第8条の規定に基づき、静岡県保険者協議会（以下、「協議会」という。）の事業等の円滑な実施に資することを目的とする。

## (事業)

第2条 専門部会は、前条の目的を達成するために、静岡県保険者協議会設置運営規程第2条第1号及び第2号に掲げる事項のうち、保険者のみに係る事業の実施に関する事項について協議を行うものとする。

## (役員)

第3条 専門部会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名

2 役員は委員の互選により選任する。

## (役員の職務)

第4条 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 役員は、その任期が満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。ただし、役員の所属等に変更が生じた場合は、静岡県保険者協議会設置運営規程第3条第1項第1号から第7号に掲げる当該構成団体が選出する後任がその職務を行うことができる。

## (議事)

第5条 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 専門部会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 3 部会長は、やむを得ない理由により会議の招集が困難であるときは、書面による審議を行うことができる。

(事務局)

第6条 専門部会の事務は、静岡県健康福祉部健康局国民健康保険課及び静岡県国民健康保険団体連合会が処理する。

(その他)

第7条 この運営要綱に定めるもののほか、専門部会の運営その他庶務の分担に関する事項については、会長が別に定める。

附 則 (令和5年11月8日要綱第1号)

この運営要綱は、令和5年11月8日から施行する。